

四日市市告示第 50 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき、予防接種の実施について次のとおり公告する。

令和 3 年 2 月 19 日

四日市市長 森 智広

1 目的

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条の規定により、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を実施し、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。

2 実施期間

令和 3 年 2 月 19 日から令和 4 年 2 月 28 日

3 実施場所

四日市市が設置する場所及び四日市市が予防接種を委託する医療機関

4 対象者

四日市市の住民基本台帳に記録されている者のうち、ワクチンごとに決められた接種対象年齢の者。

ただし、接種日において戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると認められる者についても、当該者の同意を得たうえで対象とする。

5 接種費用

無料

6 予防接種を受けることが適当でない者

- (ア) 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められる者
- (イ) 明らかな発熱を呈している者
- (ウ) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (エ) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを

呈したことがあることが明らかな者

(オ) 上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

#### 7 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

(ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

(イ) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(ウ) 過去にけいれんの既往のある者

(エ) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(オ) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(カ) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

#### 8 他の予防接種との関係

ワクチンの接種前及び接種後に、他の予防接種を行う場合においては、ワクチンごとに決められた間隔をおくこととする。

また、2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は行わない。

(政策推進部 新型コロナウイルス感染症対策室)